

入 札 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

京都府農林水産技術センター
センター長 松本 静治

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 京都府立林業大学校講義科目「森林計測実習 2」の講義、実習業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び委託業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日
- (4) 業務を行う場所 京都府立林業大学校及び和知ふれあいセンター、業者指定場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒629-1121
京都府船井郡京丹波町本庄土屋 1
京都府立林業大学校
電話番号 (0 7 7 1) 8 4 - 2 4 0 1
ファクシミリ (0 7 7 1) 8 4 - 0 7 9 7
- (2) 入札説明会
実施しない。
入札に関する質問については、令和 7 年 5 月 1 9 日正午までに（1）に示す場所へ質疑書（別紙様式 9）をファクシミリにより提出すること。

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1) 原則として、5 の（1）の期間に、ホームページからダウンロードすること。
- (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、5 の（1）の期間に、2 の（1）の場所へ問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加する者に必要な資格入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 資格審査の申請書を提出するときまでに府税、消費税又 地方消費税を滞納していない者であること
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること
- (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当しない者であること

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又 その支店若しくは 営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者
又 暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは 第三者の不正の利益を図る目的又 第三者に損害を与える目的を持って
暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又 暴力団員に対して資金等を提供し、又 便宜を供与する等、直接的又 積極的に
暴力団の維持運営に協力し、又 関与している者

オ 暴力団又 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある
団体に属する者

(7) 申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の（工事等契約に係る指
名停止等の措置要領又は物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく）指名停止措
置がなされていない者であること

(8) 1 営業年度以上の営業実績を有し、かつ、12 月以上の営業に係る決算が確定している者であ
ること

(9) 国土交通省航空法第132条の69の申請により登録を受けた京都府内の登録講習機関であ
ること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書（別紙様式1）及び一般競争入札参加確認資料を次のとおり
提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければなら
ない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和7年5月19日（月曜日）まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。時間は正午から午後1時までの間を除く午前8時30分
から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

入札説明書6（1）イに記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送により提出する場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法で提出期間内に必着のこと。

(4) 提出場所

2の（1）に同じ

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(6) その他

- ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月29日（木曜日）午前11時

イ 場所 京都府立林業大学校 学生ホール

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送または電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(5) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

(7) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 同じ入札に2以上の入札をした者のした入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

カ 4に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本語通貨に限る。

(11) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は免除する。

9 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等は不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

10 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

11 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。